

東洋町光ケーブル整備事業に伴うIRU事業者選定提案仕様書

本仕様書は、東洋町が地域間情報格差の解消を目的として整備予定の光情報通信網及び送受信設備（以下「東洋町光情報通信網等」という。）をIRU方式により貸し付けることにより、超高速通信及び放送再送信サービスを提供する事業者の優先交渉権者を選定するための仕様書である。

IRU事業者の優先交渉権者選定は公募型総合評価方式により行う。その後、本町が選定したIRU事業者と協議し、サービスの実現に必要な設備仕様、技術仕様等を定めることとする。

1 件名

東洋町光ケーブル整備事業に伴うIRU事業者選定

2 整備事業の基本的な考え方

(1) 事業概要

光ケーブルを用いたブロードバンド施設の整備により、FTTHによる超高速通信と放送の再放送を実現し、地域間情報格差是正を図る。また、防災無線の難聴解消のため、光ケーブルを用いたIP告知放送システムを整備し、東洋町の全世帯に端末を整備する。

(2) 整備範囲

東洋町全域（約1,600世帯）

(3) サービス提供方式

ブロードバンド施設の整備は本町が行い、整備後の施設をIRU契約によって民間事業者に出し、民間事業者がサービス提供及び運用保守を行う「公設民営方式」により行う。

(4) IRU事業者の役割

IRU事業者は、本町とIRU契約を締結し、本町が整備したブロードバンド施設を用いて本町が求める光ブロードバンドサービスを提供する。また、その運用保守を行い、長期安定的にサービスを提供する。

IRU制度とは、電気通信事業者自らが、次の4つの要件を満たす賃貸借契約等によって、本町が所有する光ファイバー等を当該事業者が長期安定的に支配・管理しているものとみなし、当該事業者が設置した設備として認める制度である。

〈IRU契約要件〉

ア IRU事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。

イ 使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がなされていること。

ウ 所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。

エ 使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下の要件が満たされていること。

① 使用契約期間が10年以上であること。

(5) IRU事業者の優先交渉権者の選定

通信分野の施設は、提供サービスや運用保守の方式によって施設の整備内容が大きく異なるため、当初より一定の方式を前提とした設計・構築をすべきであるとの考えから、まずIRU事業者を選定し、サービス提供及び運用保守を視野に入れた事業実施を進める。

IRU事業者は、施設整備後のサービス内容も含め、住民及び本町にとって最もメリットのあるIRU事業者を選定する。

3 IRU事業者の業務内容

(1) サービス仕様

以下の要件を満たした光ブロードバンドサービスを提供すること。

なお、要件を満たしていない場合でも、提案は可能とするが、その旨は必ず明記しておくこと。

ア 通信速度

① 光ブロードバンドサービスとして、高速通信が可能なサービスであること。

(通信速度については明記すること。また、加入者において通信速度が選択可能な場合はその旨も記載すること。)

② 上位ISP向けの回線容量についても記載すること。

イ サービスグレード

① 東洋町内に地域格差が発生しない通信サービスであること。

ウ 電話

① これまでの加入電話と同番号によるIP電話が利用可能なサービスであること。

エ インターネット

① 利用者の利便性を考慮し、複数のプロバイダから加入者が自由に選択可能なサービスであること。

② 利用者の利用環境を保護するためのウイルス対策等のセキュリティソフトが標準装備されていること。(別料金の場合は明記すること)

オ TV

① 家庭のテレビで、映像サービス提供事業者等が提供する地デジ再送信及びBS、CSの多チャンネル放送等の視聴が可能であること。

(視聴可能なチャンネルについて明記すること)

また、自主放送及び、自主放送を利用したデータ放送が可能な場合は明記すること。

カ 法人向けサービス

① 複数回線を持つ企業に対し、割安となる料金で、高品質なIP電話サービスのメニューが用意されていること。

② VPNネットワークサービス等、日本国内の各拠点を接続するための高セキュリティ対策を施したサービスを提供できること。

キ ネットワークの信頼性及び安全性

① ネットワーク側にて情報セキュリティ対策が考慮されていること。

② サービスの中断が極力発生しないような設計がなされていること。

ク IP告知放送

① 町内の全世帯に対し、告知放送システムを整備すること。

② 映像系コミュニケーションサービスが実施できること。

(2) 運用保守

提供するサービスの運用保守について、以下の要件をすべて満たしていること。

ア 受付体制

① サービスの申し込みは住民が24時間365日、複数チャンネル（電話・Web等）で申し込みが可能であること。

② 24時間365日住民からの故障申告を受け付けることが可能であること。

イ IRU料金

① IRU調達する範囲は事業の継続性を考慮した合理的なIRU調達範囲の設定がされていること。

② IRU料金は、合意可能な目標加入数を前提に算出根拠を明示すること。

ウ 運用保守

① 施設に設置している通信機器の監視を行うこと。（IRU事業者資産機器も含む）

② 災害時の復旧について速やかに対応可能であること。又、大規模災害時にも対応できる体制が整っていること。

4 その他提案事項

以下の項目についても提案書に記載すること。

ア 加入促進策

① 加入者を確保するための促進策やキャンペーン内容が具体的に示されており、実績があること。

イ 事業推進方法

① IRU事業者決定後に検討しなければならない各種検討事項と具体的な実施方法を明記すること。

ウ 事業実績

① IRU事業者としての実績があること。

5 その他

ア 本仕様書は主要事項のみを示しており、明示していない事項であっても当然実施しなければならないものについては、予定事業者の責任で実施するものとする。

イ サービス提供に関し、町及び設計事業者の設計業務に全面的に協力すること。